

国 技 建 管 第 8 号
国 技 施 第 4 号
令 和 7 年 2 月 28 日

九州地方整備局 技術調整管理官 殿

大臣官房 技術調査課
建設システム管理企画室長
施 工 企 画 室 長
(公印省略)

令和7年度 熊本地震の復興・復旧事業等における
積算方法等について

熊本地震の復興・復旧事業等における直轄土木工事の積算方法等について、実態調査結果等を踏まえ、下記のとおり措置されたい。

記

1. 適用対象工事

熊本県内で実施する直轄土木工事で、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間に入札書提出期限日を設定する工事。

2. 積算方法

(1) 日当たり作業量の補正

日当たり作業量の補正を行わないものとするが、当面の措置として、令和7年度は適用を猶予し補正を行う。

【対象歩掛】 土工に関する歩掛

【補正内容】 作業日当たりの標準日当たり作業量を10%低下する補正

※補正後の作業日当たり作業量＝作業日当たりの標準日当たり作業量×0.9

(2) 間接工事費の補正

間接工事費の補正を行わないものとするが、当面の措置として、令和7年度は適用を猶予し補正を行う。「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について（令和7年2月28日付国官技第468号）の共通仮設

費率及び現場管理費率の補正に係る「その他」のイ) に該当するものとし、「土木工事標準積算基準」等により各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率及び現場管理費率に、それぞれ以下の補正係数を乗じるものとする。

間接工事費	補正係数
共通仮設費	1 . 1
現場管理費	1 . 1

3. 適用にあたって

本通知の適用対象工事においては、当該補正を行って積算を行うことを入札公告等に明記するとともに、本通知に基づき、予定価格を算出するものとする。

4. 既契約工事について

既契約工事については、本通知の適用対象外とする。

5. その他

本通知は、「令和7年4月より適用する「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」等に係る取扱いについて」（令和7年2月28日付国会公契第42号、国官技第474号、国道国技154号、国北予第31号）の適用の対象とするものとする。